

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>中小企業輸出代金保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00031</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成17年9月16日 一部改正</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(個別保証枠の申請等)</p> <p>第9条 輸出契約における代金の支払人が、名簿において <u>EE、EA、EM又はEF</u> に格付けされた者(以下「E格バイヤー」という。)の場合で、約款第2条のてん補危険に係る輸出契約について中小企業輸出代金保険の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認の申請を希望する者は、輸出契約の金額について、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約の契約書(輸出契約の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類)の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、中小企業輸出代金保険の保険契約が締結されている輸出契約の支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。</p> <p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第10条 機構は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を越える場合は、確認できない旨を別紙様式第2「個別保証枠確認証」(以下「確認証」という。)により申請者に回答するものとする。</p> <p>2 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、当該確認に係る支払人が名簿において <u>EE、EA、EM又はEF</u> 以外に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>(決済等通知書の提出等)</p> <p>第13条 第10条の規定による確認証を取得した者であって保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、5営業日以内に決済等通知書を大阪支店又は機構(本部又は名古屋支部に限る。以下</p>	<p style="text-align: center;"><b>中小企業輸出代金保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00031</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成17年9月16日 一部改正 <u>平成18年3月 日 一部改正</u></p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(個別保証枠の申請等)</p> <p>第9条 輸出契約における代金の支払人が、名簿において <u>EE格、EA格、EM格又はEF格</u> に格付けされた者(以下「E格バイヤー」という。)の場合で、約款第2条のてん補危険に係る輸出契約について中小企業輸出代金保険の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認の申請を希望する者は、輸出契約の金額について、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約の契約書(輸出契約の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類)の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、中小企業輸出代金保険の保険契約が締結されている輸出契約の支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。</p> <p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第10条 機構は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を越える場合は、確認できない旨を別紙様式第2「個別保証枠確認証」(以下「確認証」という。)により申請者に回答するものとする。</p> <p>2 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、当該確認に係る支払人が名簿において <u>EE格、EA格、EM格又はEF格</u> 以外に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>(決済等通知書の提出等)</p> <p>第13条 第10条の規定による確認証を取得した者であって保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、5営業日以内に決済等通知書を大阪支店又は機構(本部又は名古屋支部に限る。以下</p>

次条において同じ。)に提出することができる。ただし、当該輸出契約等の相手方が名簿においてEE、EA、EM又はEF以外に格付された場合は、この限りでない。

(確認証の返却)

第14条 第10条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結させなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証(第11条第1号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約の金額について取得した確認証を含む。)を添付し、大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてEE、EA、EM及びEF以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。

第15条 (略)

(対象輸出契約等)

第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号を全て満たすものとする。

- 一 日本貿易保険が国・地域毎に定める引受基準を満たす輸出契約
- 二 第2条第1号に掲げる適格被保険者を輸出者とする輸出契約
- 三 輸出契約の相手方(輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該相手方及び当該支払人。以下第6号において同じ。)が名簿の与信管理区分又は事故管理区分Rに登録されているもの
- 四 船積時又はこれに準じる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であつて、ユーザンスが180日以下のもの
- 五 輸出貨物の代金の額が1000万円以下のもの(ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。)
- 六 輸出契約の相手方が約款第5条第6号に掲げる海外商社に該当しないもの
- 七 次のいずれかに該当する輸出契約
  - イ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方(輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。以下この号において同じ。)が名簿の与信管理区分Gに格付けされているもの
  - ロ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分G以外又は事故管理区分Rに格付けされているものであつて、名簿の与信管理区分G又はSAに格付けされている銀行が発行又は確認するILCにより代金が決済されるもの
- 八 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分EE、EA、EM又はEFに格付けされているもの(ILC以外の決済方法で代金の決

次条において同じ。)に提出することができる。ただし、当該輸出契約等の相手方が名簿においてEE格、EA格、EM格又はEF格以外に格付された場合は、この限りでない。

(確認証の返却)

第14条 第10条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結させなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証(第11条第1号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約の金額について取得した確認証を含む。)を添付し、大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてEE格、EA格、EM格又はEF格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。

第15条 (略)

(対象輸出契約等)

第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号を全て満たすものとする。

- 一 日本貿易保険が国・地域毎に定める引受基準を満たす輸出契約
- 二 第2条第1号に掲げる適格被保険者を輸出者とする輸出契約
- 三 輸出契約の相手方(輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該相手方及び当該支払人。以下第6号において同じ。)が名簿の与信管理区分又は事故管理区分Rに登録されているもの
- 四 船積時又はこれに準じる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であつて、ユーザンスが180日以下のもの
- 五 輸出貨物の代金の額が1000万円以下のもの(ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。)
- 六 輸出契約の相手方が約款第5条第6号に掲げる海外商社に該当しないもの
- 七 次のいずれかに該当する輸出契約
  - イ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方(輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。以下この号において同じ。)が名簿上GSG格、GA格又はGE格に格付けされているもの
  - ロ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上GSG格、GA格若しくはGE格以外(事故管理区分Bのものを除く。)に格付けされているものであつて、名簿上GSG格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認するILCにより代金が決済されるもの
- 八 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされているもの(ILC以外の決済方法で代金の決済

<p>済を行うものに限る。)であって、確認証により代金の全額が確認されたもの</p> <p>2 前項第1号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をI L Cにより決済することを条件とする国・地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿の与信管理区分G又はSAに格付けされている銀行が発効又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の損失については、填補する責めに任じない。」</p> <p>3 第1項第7号口に該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿の与信管理区分G又はSAに格付けされている銀行が発効又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の約款第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、填補する責めに任じない。」</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項各号の全てを満たす輸出契約であっても、次の各号に掲げる金額の合計額が3000万円を超えているときは、約款の引受対象としないことができる。</p> <p>一 当該輸出契約に係る輸出者を被保険者として日本貿易保険が締結済の約款に基づく保険契約(以下「対象保険契約」という。)のうち、保険期間が終了していない保険金額(次号及び第3号に掲げるものを除く。)の合計額</p> <p>二 対象保険契約のうち、約款第12条の規定に基づき損害等の発生を通知した代金の額(次号に掲げるもの及び約款第14条に規定する入金があった金額を除く。)の合計額</p> <p>三 対象保険契約に基づき支払った保険金の合計額(約款第27条第2項又は第28条第5項から第7項までの規定により回収のあった金額のうち、日本貿易保険が取得する部分を除く。)</p> <p>5 保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結(1 Contract = 1 Policy)を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p>	<p>済を行うものに限る。)であって、確認証により代金の全額が確認されたもの</p> <p>2 前項第1号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をI L Cにより決済することを条件とする国・地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の損失については、填補する責めに任じない。」</p> <p>3 第1項第7号口に該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の約款第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、填補する責めに任じない。」</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項各号の全てを満たす輸出契約であっても、次の各号に掲げる金額の合計額が3000万円を超えているときは、約款の引受対象としないことができる。</p> <p>一 当該輸出契約に係る輸出者を被保険者として日本貿易保険が締結済の約款に基づく保険契約(以下「対象保険契約」という。)のうち、保険期間が終了していない保険金額(次号及び第3号に掲げるものを除く。)の合計額</p> <p>二 対象保険契約のうち、約款第12条の規定に基づき損害等の発生を通知した代金の額(次号に掲げるもの及び約款第14条に規定する入金があった金額を除く。)の合計額</p> <p>三 対象保険契約に基づき支払った保険金の合計額(約款第27条第2項又は第28条第5項から第7項までの規定により回収のあった金額のうち、日本貿易保険が取得する部分を除く。)</p> <p>5 保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結(1 Contract = 1 Policy)を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p>
---	---

以下（略）

以下（略）

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。